			十　通風装置の排気口及び積載場所に隣接する区画の空気中の水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を計測するための機器を船舶に備え、航海中に少なくとも一日に三回計測し、計測記録を船内に保管すること。 十一　前号の機器は、空気中に酸素がない場合でも使用できる防爆型のものであること。 十二　第十号の計測を正確かつ安全に行うための設備を備えること。 十三　荷役作業中は、積載場所及び当該場所に近接する区画における喫煙及び裸火の使用を禁止すること。 十四　携帯型の照明は、防爆型のものであること。 十五　２以上の自蔵式呼吸具を備え、直ちに使用できる状態にしておくこと。 十六　積載場所に人がいる場合は、30分間隔で空気中の水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を計測すること。 十七　積載場所の空気中のリン化水素濃度が0.3ppm、ヒ化水素濃度が0.05ppmを超えた場合、又は酸素濃度が18%未満になった場合は、当該場所への立入りを禁止すること。 十八　陸揚げ前に、積載場所を機械式通風装置により通風し、当該場所における空気中の水素、リン化水素及びヒ化水素の濃度を計測すること。 十九　陸揚げ後は、積載場所を水を使用せずに十分に清掃すること。
切削鉄くず又は切削鋼くず UN2793 （自己発熱しやすい形状のもの）	FERROUS METAL BORINGS, SHAVINGS, TURNINGS or CUTTINGS UN2793 in a form liable to self-heating	一　食品と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　船積み前に、サイドスパーリングを積載場所から除去すること。 七　貨物の温度が55℃を超えるものは船積みしないこと。 八　船積み前及び船積み中に貨物の温度を計測すること。 九　船積み中に、貨物を転圧すること。 十　船積み中に積載場所の貨物の表面温度が90℃を超えた場合には、船積みを中止し、当該場所の温度が85℃以下になるまで船積みを再開しないこと。 十一　積載場所の貨物の温度が65℃未満であり、かつ、当該場所の温度が８時間以上一定又は下降傾向を示した場合に限り出港すること。 十二　航海中は積載場所を通風しないこと。 十三　航海中は貨物の表面温度を毎日計測し、記録すること。	
			十四　前号の計測は積載場所に立ち入ることなく実施すること。ただし、２以上の自蔵式呼吸具を船舶に備えている場合には、この限りでない。 十五　陸揚げ時には、自蔵式呼吸具を装着した訓練された者、又は当該呼吸具と同等の機能を有する呼吸具を装着した者以外の積載場所への立入りを禁止すること。 十六　前号の立入りは、通風を行った後に行うこと。 十七　陸揚げ後、残渣を洗い流す前に、積載場所の内底板及びビルジウェルから漏れた油を取り除くこと。
酸化鉄 （使用済みのもの） UN1376 （石炭ガス精製過程から生じたもの） ［海綿鉄 （使用済みのもの） UN1376 （石炭ガス精製過程から生じたもの）］	IRON OXIDE, SPENT or IRON SPONGE, SPENT UN1376 obtained from coal gas purification	一　食品と同一の船倉又は区画に積載しないこと。 二　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 三　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 四　雨中において荷役作業をしないこと。 五　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 六　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 七　船積み前に、船長は荷送人から、貨物が冷却され、かつ、８週間以上外気にさらしたものであることを示す書面の提出を受けること。 八　積載場所を通風する場合は、貨物の表面のみを通風すること。 九　空気中の酸素及びシアン化水素の濃度を計測するための機器を船舶に備え、航海中定期的に計測し、計測記録を船内に保管すること。 十　前号の機器は、空気中に酸素がない場合でも使用できる防爆型のものであること。
シードケーキ （植物油を含有するもの） (a)　UN1386 （圧搾法による採油後の種子であつて、油の含有率が10質量%を超えるもの、又は油と水の含有率の合計が20質量%を超えるもの）	SEED CAKE, containing vegetable oil UN1386 (a) mechanically expelled seeds, containing more than 10% of oil or more than 20% of oil and moisture combined	一　積載場所は清浄かつ乾操した状態であること。 二　可能な限り、貨物を乾燥した状態に保つこと。 三　雨中において荷役作業をしないこと。 四　荷役作業中は、当該作業を行っていない船倉のハッチを閉鎖すること。 五　規則第十五条の四の規定に従って荷繰りすること。 六　貨物の温度が周囲温度に10℃加えた温度、又は55℃のいずれか低い方の温度を超える場合は、船積みを禁止すること。 七　船積み前に貨物を養生すること。 八　航海中は貨物の温度を定期的に計測し、記録すること。 九　航海中は、積載場所を機械式通風装置を用いて通風しないこと。 十　積載場所の貨物の温度が55℃に達した場合は、通風を停止すること。 十一　前号の措置にもかかわらず自然発熱が継続する場合は、炭酸ガスその他不活性ガスを積載場所に注入すること。